

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

		開示請求		外務省		備考
2006	4月25日	開示請求	開示請求者(原告)	外務省		<p>備考</p> <p>注(1)情報公開法 第11条 (開示決定等の期限の特例) 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、業務遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には前条(30日・60日)の規定に係らず、行政機関の長は開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき、当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定をすれば足りる。</p>
	5月25日	特例適用通知(注1)	開示請求者(原告)	外務省		
	8月17日				第一次開示(部分開示)(理由:交渉上不利利益を被る)65頁	
	10月2日				異議申立書提出(交渉上、不利利益を被るおそれはない)	
	12月18日	東京地裁へ一次提訴(部分開示は違法)注(2)				
2007	3月6日	第1回口頭弁論				<p>注(2)情報公開法 第5条 開示請求があったときは、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければならない。「3項 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」</p>
	3月28日	<p>第1次訴訟 開示の期間</p>			第一次開示(部分開示)の開示	
	4月27日			第二次開示(周辺資料)193頁		
	5月8日	第2回口頭弁論			追加請求 国家損害賠償補償	
	4月10日	第3回口頭弁論				
	9月25日	第4回口頭弁論				
	11月16日					
	11月26日	第5回口頭弁論				
	12月26日	勝訴 一年七ヶ月過ぎでの不開示は違法			棄却 精神的苦痛の事実なし	
2008	1月8日	外務省 東京高裁へ控訴				<p>2006. 4.25以前 請求の12件請求</p> <p>第1次訴訟 不開示理由</p> <p>以前請求の12件開示</p> <p>第4次開示(3482頁)</p> <p>東京地裁へ二次提訴(部分開示は違法)注(2)</p> <p>第5次開示(16263頁)</p> <p>第6次開示(約31071頁)</p> <p>8月の30年経過外交文書公開に含まれず</p>
	1月26日	<p>控訴審 開示の期間</p>				
	4月18日					
	4月23日	第1回控訴審				
	5月2日					
	5月9日					
	5月28日	第2回控訴審				